

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

（平成25年10月11日 いじめの防止等のための基本的な方針より）

上記の考え方のもと、本校では全職員が「いじめは、『いつでも』『どこでも』『誰でも』でも起こりうるものである」「教職員がいじめを抱え込まず、組織として対応する」という基本認識を持ち、全校の児童が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、以下の「いじめ防止基本方針」を策定した。

<いじめ防止基本方針 >

- (1) いじめを許さない、見逃がさない雰囲気づくり
- (2) 外部に開かれた「風通しのよい」学校環境づくり
- (3) 問題の早期発見や情報の集約化
- (4) 組織的な生徒指導体制
- (5) 外部の関係機関（教育センター・児童相談所・警察等）との連携
- (6) 分かる授業の推進
- (7) 生徒指導3機能を生かした授業づくり・学級づくりの推進
- (8) 人権、道徳教育の充実
- (9) 保・小・中の連携
- (10) 家庭との連携

2 いじめ問題対策チーム（常設）の構成員

構成員：校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，該当学級の担任，教諭（教育相談担当），
いじめ対応アドバイザー，心の相談員，養護助教諭

3 いじめ問題対策チームの役割

校長…総括

教頭…事実関係及び指導経過についての情報記録，全職員への伝達，地域への説明

教務主任…いじめ発生クラスの周辺児童への聞き取り

生徒指導主事，養護助教諭…加害児童への聞き取り及び指導

該当学級の担任…被害児童への聞き取り，保護者への連絡

いじめ対応アドバイザー…対応チームへの指導及び助言

・役割分担の明確化

4 いじめの未然防止の取り組み

(1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくり

- ・児童の様子の日常的な情報交換
- ・道徳や学級活動等でのいじめの定義（いじめは絶対に許されないこと）や問題点（傍観者もいじめに加担していること）の指導

(2) わかる授業づくり

- ・全ての児童が達成感（やった）成就感（できた）を味わうことができる授業の工夫

(3) 生徒指導3機能を生かした授業づくり・学級づくりの推進

- ・生徒指導3機能（自己決定、自己存在感、共感的人間関係）を生かした授業づくり・学級づくりの推進、及びそれを意識した教師の言葉かけ
- ・児童が主体的に活動する縦割り活動や児童会活動、学級活動の活性化（縦割り掃除、なかよしタイム、那谷っ子ミーティング、あいさつ運動）

(4) 道徳、人権教育の充実

- ・重点価値項目（「A 個性伸長」「C よりよい学校生活・集団生活の充実」）の計画的な道徳の授業実践
- ・人権集会等の取組による思いやりのある豊かな人権感覚の育成

(5) 情報モラルの関する指導

- ・情報モラル年間指導計画に基づいた計画的な「情報モラル」の指導

(6) その他

- ・教師の不適切な認識や言動，差別的な態度や言動がないかを定期的に確認

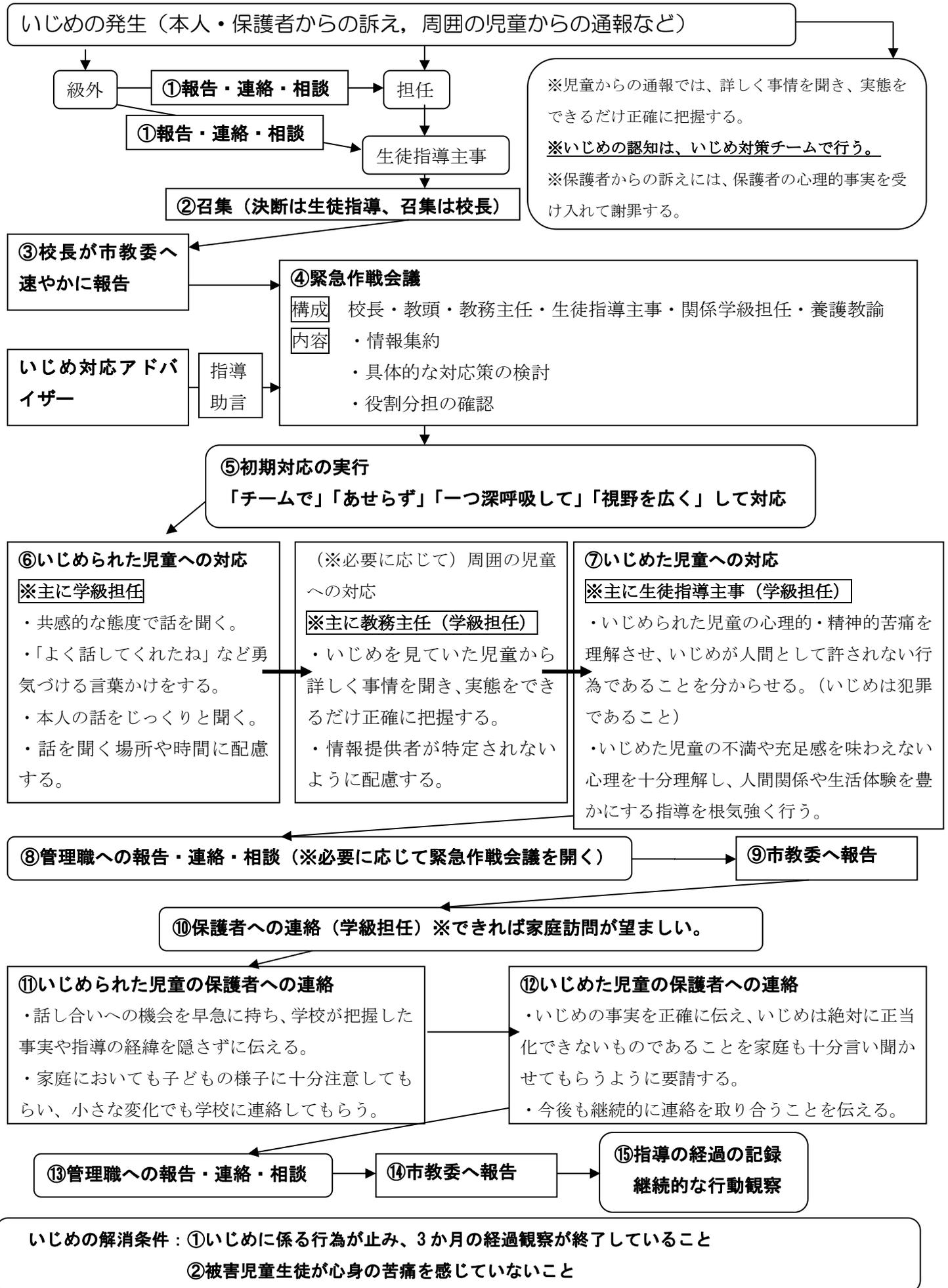
5 いじめの早期発見

(1) 問題の早期発見や情報の集約化

- ・教職員の危機意識を高め、児童の行動観察を入念に行う。
- ・いじめアンケートの実施（5月と10月と2月の年3回実施）
※アンケート実施後は、速やかに聞き取り調査を行う。
- ・個人面談（はあと週間）の実施（6月と11月と2月の年3回実施）
- ・児童理解の会での情報交換及び指導についての協議
- ・職員間での「報告」、「連絡」、「相談」の徹底
- ・保健室からの情報収集（相談ポストの活用）
- ・「いじめ相談ダイヤル」の周知
- ・学級懇談会，個人懇談や家庭訪問での保護者との情報交換

6 いじめに対する措置

～合言葉は「チームで」「あせらず」「一つ深呼吸して」「視野を広く」～



7 年間計画

月	いじめ防止プログラム (児童会活動等)	いじめ防止プログラム (職員の取り組み)	その他
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・目指す学校について ・道徳の授業 (なぜいじめは許されないのか) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会① (学習や友人関係など年度当初に必要な内容の共通理解) 	<ul style="list-style-type: none"> ・育友会総会、学校HPでいじめ防止基本方針の周知
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・那谷っ子ミーティング ・全校集会等でいじめ対策チームの活動の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応アドバイザー研修① (講師を招き、本校のいじめ防止基本方針の共通理解を図る) ・情報モラル年間指導計画に基づいた情報モラルの指導 ・いじめアンケート① 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・那谷っ子ミーティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・はあと週間①(面談) ・児童理解の会②(いじめアンケート、はあと週間の結果を共有) ・道徳でいじめに関する内容を実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・那谷っ子ミーティング (いいところ見つけ) 		<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談保護者と情報交換 ・学校評価によるチェック
8月		<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会③ (1学期の振り返りと情報共有) ・生徒指導主事訪問にて生徒指導3機能を生かした教師の関わりについての研修 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会結団式・運動会・解団式 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・那谷っ子ミーティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート② 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・那谷っ子ミーティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・はあと週間②(面談) ・児童理解の会④(いじめアンケート、はあと週間の結果を全職員で共有) ・道徳でいじめに関する内容を実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権集会 ・那谷っ子ミーティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対応アドバイザー研修② (いじめの事案を用いた職員の対応力向上研修) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談で保護者と情報交換 ・学校評価によるチェック
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・那谷っ子ミーティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会⑤(3学期にむけて児童に関する情報交換) 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・那谷っ子ミーティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート③ ・はあと週間③ ・児童理解の会⑥(いじめアンケート、はあと週間の結果を全職員で共有) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・那谷っ子ミーティング (1年のふり返し) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童理解の会⑦(1年間の振り返り、次年度への引き継ぎ) 	

学校評価年間計画と連動させ、毎月の取組を定期的に振り返る。